

# 令和7年度第1回 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会議事録

## 1 開催日時、場所

日時 令和7年6月27日(金) 10:55 ~ 12:10  
場所 四国大学交流プラザ5階 フォーラムホール  
(徳島市寺島本町西2丁目35-8)

## 2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員  
(労側委員) 川口委員 南 委員  
(使側委員) 中村委員 脇田委員

## 3 主要議題

- (1) 審議日程について
- (2) 審議公開について
- (3) 専門部会オブザーバーの取り扱いについて
- (4) 造作材特定最低賃金審議の進め方について
- (5) 実地視察について
- (6) 付帯決議について
- (7) 要請等について
- (8) その他

## 4 議事

○事務局（賃金室長）

それでは、令和7年度第1回徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会を開催いたします。

時間がかなり押してますので、勝手ながら本来予定していました労働基準部長挨拶は省略させていただきます。

いきなり本題に入るんですけども、委員長と委員長代理の選出をお願いしたいと思っております。あり方に関する検討小委員会の運営規程第3条第2項に、委員長及び委員長代理は公益委員の中から選任するとございますので、公益委員のお二人となりますけれども、本審と同様に委員長に段野委員、委員長代理に稻倉委員を選任することによろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○事務局（賃金室長）

ありがとうございます。

それでは、以後の進行につきましては段野委員長にお願いしたいと思います。

○段野委員長

皆様、よろしくお願いします。

まず初めに、昨年の方検討小委員会で、本委員会の議事録を作成して発言者氏名を明らかにした上で、ホームページで公開する、議事録作成につきましては時間を要するため、議事録公開に先んじて議事要旨の公開を行うというように申し合わせております。令和6年度より議事録等の公開を行ってきたところでございます。今年度も、議事録、議事要旨の取扱いにつきましては、昨年と同様に作成して公開することでよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野委員長

ありがとうございます。

では、事務局もそれでよろしいでしょうか。

○事務局（賃金室長）

はい。了解しました。

それでは、事務局において、速やかに議事要旨の文案を作成いたしまして、小委員会の皆様宛てに当該文案をメール送信いたしますので、おおむね1週間程度でご確認いただいて、ご返信をいただけたらなと思っております。皆様方のご確認を取り次第、ホームページへ議事要旨の掲載を行うことを考えております。議事録につきましては、同様の取扱いを行う予定ですが、こちらにつきましては業者委託を予定していますので、ホームページ掲載につきましては、時間を要することとなりますのでご了承願います。

○段野委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の検討事項であります主要の議題に移りたいと思います。

こちらの次第にありますとおり、主要議題は8項目ございますので、順番に進めていきたいと思います。

まず、議題1、審議日程について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

議題1、審議日程について説明をさせていただきます。

お手元の資料16ページ、資料9をご覧ください。

こちらが今年度の審議日程案となっています。中央の最低賃金審議会の諮問の予定日が7月11日となっています。ですので、第2回の本審につきましては、7月17日に開催予定とさせていただいております。また、第3回の本審につきましては、中賃の答申する目安額の伝達を予定している関係上、中賃の第4回目の小委員会が7月29日の15時から開催されるというような予定となっており、うまくいけば深夜に金額が決まって、7月30日に目安額が示されるのかなと考えられますので、第3回の本審につきましては、7月30日以降に開催するということで考えています。

第3回の本審終了後、そのまま第1回目の専門部会を開催する予定です。地賃を10月1日発効するためには8月5日までに第4回の本審を開催し、答申いただいた後、8月21日に第5回本審を開催して異議審を行う必要があります。先ほどの本審においていろいろなご意見をいただいたこともあります、それらも考慮した上で、基本路線として事務局からご提案させていただくものとしては、7月17日の第2回本審、7月31日の第3回本審で目安伝達と第1回地賃専門部会を行う、8月1日に第2回地賃専門分会、8月4日に第3回地賃専門部会と第4回本審で答申を行う、8月21日に第5回本審で異議審を行うというような流れとしています。

あと8月21日、8月22日、8月28日、8月29日、9月1日を予備日として設けたいと考えています。

#### ○段野委員長

ありがとうございました。

事務局より説明のあったとおり、第2回の本審の日時は決まっております。第3回目以降の本審及び県最賃の専門部会の審議日程と開始時間、こちらを協議したいと思います。いかがでしょうか。

まず、日程の確認をさせていただきます。

第2回本審が7月17日10時になっております。その後、第3回本審ですね、7月31日。そして、第1回の専門部会も同じ7月31日になっております。この第3回本審と第1回専門部会の開始時間なんですけれども、いかがいたしましょうか。

#### ○川口委員

9時半でどうでしょう。

#### ○段野委員長

皆さん、それでよろしいですか。

では、第3回本審が9時30分開始、そして第1回専門部会が11時から開始でよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野委員長

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、第2回専門部会、8月1日ですけれども、開始時間は午後からの13時30分から開始ということでおろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野委員長

川口委員、よろしいでしょうか。

○川口委員

はい。

○段野委員長

では、第2回専門部会、8月1日の13時30分からとさせていただきます。

続きまして、第3回の専門部会及び4回の本審についてですが、8月4日の午前中の10時から第3回専門部会を開始、そして第4回本審を午後の13時から開始ということの日程でいかがでしょうか。

[委員日程調整中]

○段野委員長

では、第3回専門部会を午前9時開始、そして第4回本審を午前10時30分開始とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、異議審を含めた第5回本審ですけれども、8月21日午前ということでおろしいでしょうか。その日は特質の合同専門部会が午後の13時30分にありますので、第5回本審の異議審は午前中がよろしいかと思います。

[委員日程調整中]

○段野委員長

では、8月21日は異議審の5回本審を10時30分から、特賃の合同専門部会を13時30分から、5回本審を15時から再開して特賃の答申等を行うということで調整させていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○川口委員

8月21日午後の特賃専門部会と本審はセットであることが確定っていうことですよね。

○事務局（賃金室長）

委員の皆様の日程確保の関係上、確定と考えていただければと思います。

○段野委員長

以上でよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、特定最賃の日程について決めたいと思います。

事務局より事務局案をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

先ほどの特賃の合同専門部会の日程調整の話の中でも少し出ましたが、資料16ページの資料9をご覧ください。7月17日開催の第2回本審において特賃の改正必要性諮問を行う予定となっており、先ほど決めていただきました8月21日の13時30分から一般機械と電気機械の特賃合同専門部会を開催して必要性審議を行っていただき、その後15時から再開される第5回本審において必要性の答申を行うとともに、その場で特定最賃の金額改正の諮問も行っていただくといった流れを予定しています。

なお、7月17日開催の第2回本審で特賃必要性諮問を行い、特賃専門部会の委員の推薦公示を行い、労使の各側から委員の推薦を求めることとなりますので、選任されました委員が確定した後、特賃の専門部会の日程については調整していこうと考えております。

つきましては、労使の各団体におかれましては、速やかな特賃の専門部会の委員の推薦にご協力いただけますようお願いする予定です。昨年は7月30日に委員のほうの選任がなされています。今年度も7月17日開催の第2回本審以降、速やかに推薦依頼を行う予定です。

以上です。

○段野委員長

では、労側、使側の委員の皆様は、第2回本審後に速やかな特賃専門部会委員の推薦をお願いいたします。

また、事務局は日程の決定もしくは変更があり次第、各委員に通知をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

了解しました。各委員への通知につきましては、これまでどおり登録しているだいているメールアドレスにメールで連絡させていただきたいと思っております。

また、県最賃に関してですけども、目安答申が遅れた場合、目安伝達が行えないような事態も想定されますので、そうなってくると、予定開催日の直前で専門部会がキャンセルになるというような可能性もゼロではございませんので、事務局としましては、極力混乱を避けるために、目安答申に関する情報が入り次第、委員の皆様方へメールで情報提供を行いたいと思っています。特に中央の小委員会が始まった後、どのように動いていくのかというのは我々も全く見えない状況です。また、第4回小委員会で結審しないような可能性もありますので、そういうことに関しましても、逐一、委員の皆様へ情報の共有をさせていただきたいと思っています。

あと、先ほど委員の方から色々教えていただいたところもあるのですけども、徳島の今年度の最賃審議会の日程については、かなり注目されているようです。特に我々事務局側も、他県から本県の今年状況はどうなのみたいな感じのことを聞かれるんですけども、よく分からないと回答しているところです。審議中の情報があまり洩れるということは好ましくない為、委員の皆様方におかれましても、審議状況については、審議会の中でとどめておいていただけますようお願いいたします。

以上です。

○段野委員長

ありがとうございました。事務局からの説明について、皆さん、何か質問ございますでしょうか。脇田委員、お願ひします。

○脇田委員

すいません、特賃の委員の推薦については、またメールで連絡いただけるっていう理解でよろしいですね。

○事務局（賃金室長）

はい。メールで連絡させていただきます。

○脇田委員

承知しました。ありがとうございました。

○段野委員長

ありがとうございます。川口委員、南委員、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。中村委員、よろしいでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○段野委員長

ありがとうございます。続きまして、議題2に移りたいと思います。  
では、事務局より議題2、審議会の公開についての説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

お手元の資料18ページをご覧ください。令和3年度以降の徳島県の審議会の公開状況について記載している資料です。色付きセルは前年度より公開が進んだ部分を表しています。また全国の専門部会の傍聴等の公開状況については、完全公開している県が1、二者協議を除き公開をしている県が20、二者協議と採決を除き公開している県が9、徳島と同様に第1回専門部会を除いて非公開としている県が13、完全な非公開としている県が4となっている状況です。ですから、現在の徳島より専門部会の公開が進んでいる県が全部で30あり、全国の63.8%となります。徳島と同じような公開状況の県が13ですから全国のうち27.7%となります。徳島より公開が遅れている県が4ですから8.5%といった状況でございます。

ちなみに、2者協議も公開しておる県はございません。先ほど完全公開が1と申し上げましたけども、ホームページ掲載されています議事録を確認しますと、全て二者協議のために休憩の申出とされていて、二者協議の内容は何ら掲載されていません。ですから、実態として、公開されている議事録において二者協議の内容が確認できるようなものはございません。

四国の中で見ますと、香川と愛媛が二者協議と採決を除き公開している状況です。徳島と高知が、専門部会1回目を除いて非公開というような状況です。今年度、高知も香川や愛媛と同様に二者協議と採決を除いて公開する方向で検討しているというような情報も入ってきています。全国的に専門部会への関心の高まりとともに公開が進んでいることから、公開に関して事務局としては四国4県で同様の取扱いにすべきではないかと考えているところです。こういった状況も踏まえまして、徳島の県最賃の専門部会については、昨年度よりさらに公開を進めるべきではないのかと考えているところです。

つまり、一步前へ進んで二者協議と採決を除き公開というような形を持って

いければいいのかなと考えています。具体的な対応としては、県最賃専門部会の全ての三者協議の場については傍聴を可能とする。二者協議については引き続き非公開とする。段階的に公開により、公開による影響を見定めるといった観点から、採決については非公開とするといったことを考えているところです。また、全ての県最賃専門部会の傍聴を可能とする場合、現在運用している議事録における発言者の氏名の黒塗りによる非公開というのも余り意味をなさないと考えられるため、議事録の発言者氏名については公開すべきと考えております。

また、特定最賃の専門部会につきましては、今のところ、現状、公開要請等はございませんので、県最賃の専門部会の公開の影響を見定める、また段階的に公開を行うというような観点から、今年度は従来どおり非公開として、今後ご検討をいただくということを考えております。

また、12月に開催している特定最賃の専門部会と合同で行っておる本審の合同会について現在は非公開としているところですが、本審は基本的に公開であり、特定最賃の専門部会と合同だからという理由だけで本審を非公開とすることはなかなか厳しいのかなと思いますので、12月開催の合同会については新たに公開をすることを提案したいと思っています。

以上です。

#### ○段野委員長

ありがとうございます。

事務局から公開に関する提案がございましたけれども、まとめさせていただきます。

先ず1点目、県最賃の専門部会を傍聴可とし、議事録は発言者氏名を含めて全面公開とする。ただし、2者協議は非公開とする、また採決は非公開とする。

次の2点目、現状非公開としている特定最賃専門部会と合同で開催する本審につきましては、新たに公開すること。傍聴や議事録についてもほかの本審と同様の取扱いを行うということだと思いますけれども、皆様、ご意見いただけましたらと思います。

#### ○川口委員

採決非公開というのはどういうことでしょうか。

#### ○事務局（賃金室長）

専門部会で採決を取るような場合は非公開ということです。

#### ○川口委員

専門部会での採決ということですか。

○事務局（賃金室長）

そうです、専門部会での採決です。

○脇田委員

本審のほうは公開ですね。

○事務局（賃金室長）

はい。

○川口委員

フルオープンのところ鳥取、鳥取と何がちがうのですか。

鳥取は、三者だから採決もオープンにしてるということですか。

○事務局（労働基準部長）

採決もオープンにしてる状況ですね。

○脇田委員

本審の採決部分を公開するんだったら、専門部会の採決についても別に公開でもええんとちやうかなと私は思うんやけど。

○中村委員

ズレが。

○川口委員

去年みたいなズレがあったらね、「あんたさっきの専門部会で反対したやん。」  
というようなズレね。

○中村委員

そうそう、それが出てくるとね。

○脇田委員

それがあった、それがあった、なるほど。

○事務局（労働基準部長）

なかなか専門部会で手を挙げなかつた人が本審で手を挙げるっていうのは、  
普通ないと思われますが、実際にはありますので。

○脇田委員

なるほど、よく分かりました。

○段野委員長

これでよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野委員長

ありがとうございます。事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（賃金室長）

分かりました。事務局のほうとしましては、公開にご了解いただいたということで、第2回本審で報告を上げさせていただくとともに、また専門部会のほうで公開に関する事務手続のほうを進めていきたいと思っております。

○段野委員長

ありがとうございます。

ここ数年は、毎年目安が最高値を更新しておりますので、全国でも専門部会を含めた最賃の審議会への関心の高まりとともに、公開についても関心が進んでいることは理解しております。事務局提案のとおり、今年度から2回目以降の県最賃専門部会は、二者協議と採決を除きまして、傍聴を含め、発言者氏名を含めた議事録を公開することといたします。また、併せて特賃の専門部会と合同で開催する本審におきましても、ほかの本審と同様に公開する取扱いといたします。また、段階的な公開を行っていくという観点におきまして、特定最賃専門部会について、今年度は従前どおり傍聴は不可、議事録は公開することとしまして、今後の公開につきまして検討することといたします。一方で、現状で非公開としている特定の最賃の専門部会との合同で開催します本審につきましては、新たに公開することとしてよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野委員長

ありがとうございます。では、続きまして議題3に移りたいと思います。では、事務局より議題3について説明をお願いいたします。

## ○事務局

議題3、専門部会オブザーバーの取扱いについて説明いたします。

4ページの資料4をご覧ください。

こちらの公益委員の欄にオブザーバー委員っていう職名がございます。現在、諮問に至っていませんので、今年度の専門部会は設置されておりません。ですから、こちら資料4は昨年の専門部会委員名簿をつけさせていただいております。昨年の委員のほうを見ますと、公労使、本来であれば3人、3人、3人のはずが、公益だけオブザーバー委員ということで2人を追加しての5人というような状況でございます。先ほど公開を進めていくということでご了解いただいたとおり、外部の方が傍聴を行うということになると、公益だけ5人というのは、不公平感が生じても仕方がないということですので、原則どおり3人、3人、3人に戻すことを考えています。ただ、公益側の委員の皆様方におきましては、公益見解を作成する必要が生じることも考えられますので、そのような場合は、専門部会の審議状況を専門部会委員になつてない公益委員に情報共有していただけるようにお時間を取る等の対応を考えております。

これに関してご審議をお願いいたします。

## ○段野委員長

ただいまの事務局の説明のとおり、公益側のオブザーバー委員を廃止する、そして必要に応じて専門部会終了後に打合せの時間を取りていただくなどの対策を取るようにするという案なんですか、皆様いかがでしょうか。事務局案についてご意見をよろしくお願いします。

[委員から「異議なし」の声]

## ○段野委員長

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

では、続きまして議題4に移りたいと思います。事務局より議題4について説明をお願いいたします。

## ○事務局（賃金室長）

それでは、議題4の造作材特定最賃審議の進め方について説明をいたします。

造作材につきましては、令和4年と5年度に必要性審議において必要性ありには至らないというような結果で、金額審議が開催されず、令和5年度には造作材の特定最低賃金額の876円を県最賃896円が上回るという、いわゆる埋没というような状況となって、これが今まで続いているという状況です。

造作材の審議に関しましては、年度別で申し上げますと、令和4年度で、必要

性審議は開催されるも金額審議は開催されない、令和5年度におきましては、必要性審議は開催されるも金額審議は開催されない、令和6年度におきましては、必要性審議も開催されず、金額審議も当然開催されないというような状況が継続をしております。今年度も造作材に關しては、例年3月に提出していただいているとあります意向表明が出ておらず、改正の申出書も、今現在においてまだ出でていないうといふような状況でございます。

こちらについて、改めてご確認いただければと思っております。

○段野委員長

ありがとうございます。造作材につきましては、過去いろいろと皆様のご意見があつたかと思いますけれども、事務局の説明について、皆様いかがでしょうか。

○川口委員

どうしろということですか。

○事務局（賃金室長）

今年度の改正申出書については。

○川口委員

出してないでしょう。

○事務局（賃金室長）

出でいません。

○脇田委員

去年と一緒に必要性なしで私はお願いしたいというふうに思つてますけど。

○川口委員

出してないので、そのつもりでしょう。

○段野委員長

よろしいでしょうか。

では、造作材の必要性審議は、今年はなしということで取りまとめさせていただきます。

○事務局（賃金室長）

承知しました。それでは、あと一点確認させていただきたいのですけども、造作材につきまして、今年度は必要性審議なしということでご了解いただいたと

ころですけども、今後どのようにするのかについて、展望等がありましたら、ご意見頂戴できたらと思うのですが。特にご意見がなければ、先ほどご了解ただいた今年度なしということで結構です。

○脇田委員

我々としたら必要性審議なしという結論がある一定の期間継続すれば廃止の議論もしていきたいなとは思っています。

○段野委員長

廃止の議論については、事務局から何か説明はございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

廃止の議論につきましては、皆様方も十分ご承知のこととは思うのですが、造作材に関して、基幹労働者が1,000人を切っており、令和5年度においては県最賃のほうが上回る、いわゆる埋没になっておりますので、中賃の全員協議会報告等の取扱い的には、原則として適用労働者が1,000人を切った場合は、地域産業の実情を踏まえて廃止などの調査審議を行うこととすると記載されています。

ただし、廃止の議論につきましては、県最賃が特定最賃を上回った場合にすぐに廃止の議論をするのではなく、労使の意見をよく聞いた上で行うこととされています。また、特定最低賃金に関しては基本的に労使のイニシアチブによって定められるということもございまして、労使の合意がなされない場合につきましては、なかなか廃止の議論を持ち出し難いかなと考えております。

○段野委員長

ありがとうございます。そうしましたら、本年度の審議につきましては、廃止の議論は行わないということでおろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野委員長

ありがとうございます。続きまして、議題5に移りたいと思います。事務局より議題5について説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、議題5の実地視察についてご説明いたします。お手元資料21ページ、資料13をご覧ください。実地視察に関しては県最賃対象事業場と特定最賃対象事業場と交互に選定して例年開催しているところですが、今年度におきま

して事務局としては電気機械器具製造業を対象としたいと考えているところですが、委員の皆様方のご意見をいただけたらと思います。

○段野委員長

ありがとうございます。事務局案では特定最賃の電気に係る事業場が対象になりますけれども、特に規程で定まったものがあるわけでもありませんので、視察対象についてご意見をいただけましたらと思います。皆様いかがでしょうか。脇田委員お願いします。

○脇田委員

個人的な考えですけれど、私は小売とか飲食とか、そういういた事業所に行くのはどうかなっていう気を持っています。結構最低賃金が上がり、価格転嫁があまり進まないっていうような話もあったりして、厳しいというようなことも聞いていますので、順繰りに行けば特定最賃のほうになるのかもしれません、最低賃金引上げの影響が大きいと考えられるところに行くべきではないかと思っています。

以上です。

○段野委員長

ありがとうございます。小売業とか飲食業というところが対象にはいかがかということなんんですけど、川口委員、いかがでしょうか。

○川口委員

いいとは思うんですけど、イメージ的にどんな会社のどういったところを見るんだろうと、今頭の中で具体的なイメージがわからないんですよね。分かりやすいのは、工場とかに行って経営状況とかを聞けると思うのですが、小売を視察しようとした時に、どこに行って、どういうふうに話を聞くのかを考えると、事務局が頭を抱えるのかななど。

最賃の企業のところで言うと、先ほど本審で労側委員が言ったような最賃で基本給が決まっているっていうところもあって、そういういたところは正社員でありながら最賃が賃金になるっていうようなところもあって、そんなところに本当に視察に入っていくんであれば、そういう賃金形態とともに含めて聞けるとは思うのですが、なかなか企業として会社側に受け入れてもらえないいろいろなっていうこと也有って、事務局が頭を抱えるのかなって思うところです。

○中村委員

私も脇田さんと同じ意見なんですけれども、特定の業種というより、最低賃金

付近の対象者がたくさんいて、最賃の引上げに合わせて賃金を上げているような対象者とか、最賃近傍の従業員が多い企業の話を聞きたいと思います。

併せて価格転嫁を含めてということになりますと、小売業やサービス業といった業種となってしまうのかなとは思うんですが、そういうところに絞ってピックアップするのは、なかなか難しいところもあるうかとは思うのですが、視察としては、是非そういうところの話を聞きたいなと思います。

○段野委員長

ありがとうございます。労使双方ともに小売業、サービス業っていったところのご意見が出ておりますけども、事務局いかがでしょうか。

○事務局（賃金室長）

頑張らせていただきます。当初、そのようなご意見も出ることも想定していましたので、例えばパートやアルバイトが多いと思われるスーパー等の小売業を対象にできればと考えています。まだ、事業場側には全く接触をしてませんので確かなことは何も言えないんですけども、スーパー等であれば、ある程度、価格転嫁の状況であるとか、今後の賃上げに対する展望とかいうこともお話がいただけると考えます。小さな個人商店に視察に関するお話を持っていましたとしても、受け入れが難しいところもあると思いますので、地場のスーパーのいくつかを視察対象の候補として考えていました。

ただ、時間的な問題が出てきます。実施時期につきましては、7月17日に諮問を行って、8月4日に答申を行う予定になっておりますので、基本的にはその間に視察を実施しなければならないということになります。ですから、スケジュール組みがタイトになってきますので、視察対象事業場の選定、視察実施日時に関しては事務局へ一任していただいた上で、実施するということで委員の皆様のご了解は頂けますでしょうか。

○脇田委員

私としては構いません。

○川口委員

日程が合えば行けるけど、合わなかつたら合わなかつたということで。

○事務局（賃金室長）

分かりました。それであれば、頑張って調整してみたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、視察に関する具体なことが決まり次第、各委員の皆様へメールで連絡を差し上げたいと思っています。

## ○段野委員長

ありがとうございます。では、7月17日から8月4日の間で実地視察を行うということで、実地視察先については事務局にて選定していただき、具体的な事項が決まり次第、事務局からご連絡を差し上げるっていうことでよろしくお願ひいたします。

次に、議題6について事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局

それでは、議題6の附帯決議についての説明のほうを差し上げたいと思います。資料ページで言うと22ページの資料14です。こちらは、昨年度の答申文の附帯決議部分をつけさせていただいております。

附帯決議に関して、昨年度は本審終了後に、委員の皆様のうち任意参加で附帯決議に関する議論を行っていたということを聞いております。現段階においては今年度、附帯決議を採択するかどうかというのは当然ながら不明ではありますが、附帯決議を採択することを考慮すると、事前に準備を進めていく必要があると考えております。具体的には、昨年度の附帯決議を一つのたたき台として事務局が案文を作成しまして、諮問を行う第2回の本審以降に、本審とか専門部会の都度、お時間がある委員の皆様方に残っていただいて、附帯決議の内容について、ご意見を交わしていただきたいと考えています。また、その際に委員の方々から頂いたご意見については、附帯決議案文に反映させて順次修正をして委員の皆様方へメールで送信させていただきます。最終的に、それで完成した附帯決議を答申の際に附帯決議として採択する、若しくは答申の際までにまとまらない場合には異議審の際に附帯決議を採択するといったことを考えています。答申の際にすぐに付帯決議内容の作成ということは現実的になかなかできないと思われますので、徐々に作成、修正を繰り返していくというようなを考えています。

勿論、附帯決議不要ということで、折角、委員の皆様がご意見を出し合って作成した付帯決議案が無駄になる可能性もありますが、やはり必要となった際にすぐに出せるように、附帯決議の検討会を実施していただければと思っております。

以上です。

## ○段野委員長

ありがとうございます。附帯決議の作成につきましては、昨年と同様に早い段階で準備をして、事務局作成のたたき台を委員の皆様にブラッシュアップしていただく、そして最終的に完成したものを探決するか否かも含めてご審議いた

だくといった提案ですけれども、こちらでよろしかったでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野委員長

ありがとうございます。それでは、附帯決議の取扱いに関しまして、次の本審において報告事項といたします。事務局は準備などをよろしくお願ひいたします。

○事務局（賃金室長）

了解しました。

○脇田委員

1点ちょっと教えていただきたい。確認なんですが、この附帯決議の取扱いについて、成案となった後、どういう流れになるんでしょうか。

○事務局（賃金室長）

成案になった後、最終的に答申の文案とともに委員の皆様方のほうへお諮りさせていただいて、それで委員の皆様方の合意がなされれば、その附帯決議も併せて、答申文として出されるというような形になってこようかと思います。

○脇田委員

付帯決議を含んだ答申文を局で受けたら、その後どうなるのですか。

例えば付帯決議の中身によっては国に対策を求めるものもあるので、中央に行かなきや意味ないじゃないですか。ここだけで附帯決議を決めてもどれだけの効果が。

○事務局（賃金室長）

中央のほうにも答申文と一緒に報告のほうはさせていただくのですが、それから以降、どういう経緯をたどって、どういった対応がされるのかまでは。

○川口委員

県とも情報共有したらえんちやうんですか。

○事務局（労働基準部長）

県とも必要に応じて情報共有を行っています。また本省の中でも関係省庁には、多分同じような附帯決議が色々なところから出ていると思うんで、そういう

のを取りまとめているようには聞いています。

○脇田委員

分かりました。ありがとうございます。

○段野委員長

ありがとうございました。気になるところですけれども、そこは計画的にはできないので。

それでは、議題7の要請等についてご説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

資料の23ページから最後のページまでをご覧ください。本年度に入って現在までに2団体から最低賃金に関する要請を受けています。こちらの要請に関しましては、目安伝達が行われる第3回の本審において、要請書を資料として添付したいと考えておりますので、それでよろしいかどうかという確認をさせていただきたいと思っています。

○段野委員長

議題7ですけれども、事務局から説明があったことに関して、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○段野委員長

では、特段ご意見もないようですので、事務局は第3回本審において、関係労使からの要請に係るご意見の取りまとめとしての資料の提出をお願いいたします。その他の議題として、何か検討する事項はございますでしょうか。川口委員どうぞ。

○川口委員

他の委員から提案を受けているのですが、審議内容を公開しましょうというのではないのですが、連合のホームページ等で労働組合としてこういう会議に参加してます、例えば今日ですと第1回本審に参加しました、メンバーはこういったメンバーです、次回はいつ開催します、労働側は、今回こういう金額を提示したけど、うまくまとまらなかつたといったような簡単な審議内容のまとめを組合として情報発信すべきだとの意見があります。こういったことの情報発信は問題ないですか。

○事務局（賃金室長）

それは、労側は幾ら、使側は幾らといった金額提示も行うものですか。

○川口委員

使側の金額は出さない。

○事務局（賃金室長）

労側の提示金額は出す。

○川口委員

そうです。

○事務局（労働基準部長）

別段禁止するものではありません。

○脇田委員

ないわな。

○事務局（労働基準部長）

先ほど、今年からは審議会、専門部会を公開することでご了承いただきましたので、誰かが別にツイッターとかで配信しても特に問題はないので、提案いただいた内容については別に良いと思います。

○脇田委員

聞きに来ている人がこうでしたと言うことはできるわけですから。

○事務局（労働基準部長）

そうです。

○脇田委員

問題はないと思うけどね。ただ、公式ではないというだけの話で。

○事務局（労働基準部長）

ですよね。三者協議の中で話されていることというものは、皆さん公開を前提にお話しすることになるので、それについて、例えばホームページで掲載された

としても差し支えないと思います。

○南委員

すいません、お時間押してるときに。いいですか。

去年、徳島の最賃がかなり注目されたというところで、私は労働組合の者ですから、労働組合の視点から何か発信できないかなということでいろいろ考えました。段野先生と稻倉先生にもご協力いただきまして、県内の大学生にアンケートを取りました。その結果を今お配りさせてもらったんですが、実は地方自治に関係する雑誌に入る予定で現在とりまとめ中なので、未定稿ということであることを先ず申しあげておきます。

この結果についてざっくり言いますと、県内で492人の大学生に回答いただきました。最賃に関わることで、2ページの下の（2）のところ、最賃引上げによる労働条件の反映ということで、徳島新聞さんにも掲載いただいたんですが、62.7%の方がアルバイト賃金が上がったと回答していました。金額については、一番多かったのが84円を含む80円から99円というところで、約3割と最も多くて、次に50円から79円という形になりました。ただ、最賃は上がったけど、一方で労働条件は何も変わらないと回答したのも32.8%ということになりました。

次に3ページをご覧ください。時給以外の労働条件は変わりましたかという問には、ほとんど変化がなくて、例えば時給は上がったけど勤務時間が減ったといったこともほとんどなかったような回答でした。去年、徳島県知事が若年者の県内定着を目指すっていうことをおっしゃってたので、（3）の徳島県内での就職希望も聞いてみました。聞いたところ、希望しているが28.3%で3割に満たないぐらいで、あとは希望していない、若しくは分からぬという回答でした。特に下線部のところ、アルバイトをしていて時給が上がったと回答した255人のうち27.8%が徳島県内での就職希望と答えて、希望していないが44.4%と、分からぬが27.8%ということになりました。ただ、時給の上げ幅が80円から99円、100円から199円と回答した方については、県内の就職を希望するほうが多いという傾向が出ました。徳島県出身者のうち県内で就職を希望していると答えた人が46.9%、過半数に少し満たないぐらいという結果となりました。

ここで相談ですが、これらの結果をどこか専門部会の委員の発言の一つとして少し入れてもいいのか、どういったタイミングでこのアンケート結果を委員の皆さんにお伝えすれば良いのか聞きしたいと思います。アンケート結果を審議に反映していただくことを望んでいる委員もいますし、せっかく協力してくれる方がいるので、どっかで日の目を浴びないと私も申し訳ないところがあるので、開示するタイミング的なところを教えてもらえたたらと思います。

○事務局（労働基準部長）

委員提出資料は制限がされるものではないので、別段、本審でも専門部会でも、事務局に事前にお知らせいただき、資料として各委員の皆さんにお配りできる状態にさえしていただければ、いつでも大丈夫と思っています。他の委員の皆様も資料については自由に提出されますし、我々事務局も委員の皆様から要望される関係資料については提出していますので、それと同じでよろしいのかなと思います。

○川口委員

では、第2回本審のときに資料として人数分刷って持ってきていただけますか。

○事務局（労働基準部長）

分かりました。傍聴人も含めてとなりますので、また参加人数が確定次第、資料として用意いたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、この資料を人数分用意させていただきまして、次回の本審において南委員のほうからご説明をしていただくといった流れでよろしいですか。

○南委員

はい。

○事務局（労働基準部長）

資料説明のタイミングのイメージとしては、審議前に会長から委員の皆様に何かありますかと問われた際に手を挙げていただいて、資料の説明していただいて、審議のご参考としていただくみたいな形であればいいのかなと思います。

○南委員

初めての調査なので、比較対象がないんですね。

○中村委員

確認したいことがあるのですがよろしいですか。資料10ページの専門部会の運営規程の部分で、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公開するものとすると規定されているのですが、これは、今回からは議事録は公開しますけれども、議事要旨も公開するという理解でいいですか。二者協議のところが非公開なので議事要旨を公開するという認識でいいのでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

規定が少し曖昧な記載となっています。

○中村委員

議事録の公開をしていく、でも、議事録作成には時間的なものもあるから、議事要旨を積極的に早めに公開していくという方針でいいということ。そういうふうに捉えていいんでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

そうですね。要は、議事録を公開する場合に議事要旨を作成してはいけない、というわけではないので。

○中村委員

そういうことですね。

○事務局（労働基準部長）

はい。

○中村委員

分かりました。

○事務局（労働基準部長）

時間的な話だけのものです。

○段野委員長

ほかによろしいでしょうか。何か事務局からありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

すいません、時間がない中、大変申し訳ないのですが、本日のご意見について簡単に確認をお願いします。前年度と同様に最賃審の申合せ事項について確認させていただきます。1つ目としましては、県最賃あるいは特賃に関しまして、専門部会で全会一致となった場合は、審議会令第6条第6項の規定を適用するということで、全会一致の場合、専門部会の決議をもって本審の決議とすることを基本的に採用するのですが、県最賃の答申の場合だけは、たとえ専門部会で全会一致になった場合も、その後に開催する本審において答申を行うということをお願いしたいと考えております。また、特定最賃に関しまして、合同専門部会と本審を同一の日に実施することにより審議の効率化を図りたいと考えており

ますので、例年どおりではあるのですが、その点についてご了解をいただけたらなと思っておりますがいかがでしょうか。

○段野委員長

事務局からは答申の在り方について提案がありましたけれども、ご意見いかがでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○委員長 ありがとうございます。ほかに事務局からありますでしょうか。

○事務局

本日もご議論ありがとうございました。本日のご議論いただいた内容につきましては、先ほどお話のありましたような議事要旨のほうでまとめまして、まずは委員の皆様方のほうへ確認をさせていただきたいと思っております。

最後に本日決定していただきました事項の確認をさせていただきます。

1点目としては、審議会の公開に関して、本審は引き続き傍聴可とする、また県最賃専門部会においては二者協議と採決を除いて傍聴を可とする。

2点目としましては、本審及び専門部会については、発言者氏名も含めて議事録の公開をする。

3点目としましては、特賃の専門部会においては基本的に非公開とするけれども、議事録に関しては、発言者の氏名を除いて公開とする。これは昨年度と同様の取扱いというところです。

4点目としましては、県最賃の専門部会は9名の専門部会委員で構成することとして、従来オブザーバーとして専門部会に参加していただいている専門部会委員以外の公益委員の2名につきましては、必要に応じて情報共有を行うこととし、基本は9名で実施するというのを原則とする。

5点目としましては、特賃の造作材に関しましては、最低賃金改正の必要性審議について、今年度は行わない。また、本年度は廃止の議論を行わない。

6点目としまして、今年度の実地視察対象は、県最賃対象の業種として、小売、飲食、サービス業などを対象として選定を行う。

というところでまとめさせていただきたいと思います。

あと、申し合わせ事項としましては、

附帯決議内容を議論する場合には、検討会を必要に応じて審議会、専門部会の後で設けて附帯決議を検討し、答申時あるいは異議審の際に答申と併せて附帯決議を出す、

最低賃金に係る要請書などにつきましては、目安伝達が行われる第3回の本

審の資料として議事に入る、

県最賃あるいは特賃に関して、専門部会で全会一致となった場合は、最賃審の審議会令の第6条第5項の規程を適用するけれども、県最賃の答申に関しましては、専門部会終了後に行われる本審において行う、

、特賃に関しての必要性審議及び改正審議の2つの審議を行うことから、本審及び特賃専門部会を同日に開催して審議の効率化を図る、  
というところです。以上となります。

なお、第2回の本審につきましては、7月17日10時から、この会場で開催する予定となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○段野委員長

ありがとうございました。皆様、朝早くからありがとうございました。これにて閉会いたします。ありがとうございました。